

主な本編修正箇所一覧(第3回改定委員会以降)

基本構想(素案) 基本構想(答申案)

平成22年12月3日 平成23年2月18日

章	第3回改定委員会資料	第4回改定委員会資料	修正内容	理由
	頁(資料○)	頁(資料○)		
2	10	11	「2)全市的なバリアフリー等の推進」を追記	全体の整合を考慮し追加
	12	13	「バリアフリー化が完了」を「旧基本構想に基づく特定事業が完了」に修正	スパイラルアップを前提とした表記に修正
	12	13	策定中の市民交通計画の内容を踏まえ、情報提供・交通案内について、市や事業者の連携のもと、統一化を進める旨を追記	改定委員会の意見を反映
	17	18	「高齢者、障害者等に対する理解促進」及び「高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け」に関する事業内容を1つの表に集約	適切な表現に修正
	17	18	心のバリアフリーに係る事業内容のうち「コミュニケーションボードの設置」「バリアフリーマップ改定版の発行」を前期事業に修正	パブリックコメント時の市民意見を反映
3	27～28/ 資料6-1	28、29、37	心のバリアフリーに係る特定事業は、人的な支援や注意・啓発に係るものとし、ハード整備を伴う特定事業はその他の項目に移動	改定委員会の意見を反映
	33～34/ 資料6-2	47、55		
	39～40/ 資料6-3	66、72、74		
	27～28/ 資料6-1	38、39	コミュニティセンターの予約について、「障害者等に配慮した予約方法」から「だれにでも利用しやすい予約方法」の検討に修正	改定委員会の意見を反映
	33～34/ 資料6-2	58、59		
	39～40/ 資料6-3	74		
	27～28/ 資料6-1	29	特定車両等の移動等円滑化に関する事項について、市や事業者の連携のもと、統一化を進めることについて言及	改定委員会の意見を反映
	33～34/ 資料6-2	47		
	39～40/ 資料6-3	67		
	27～28/ 資料6-1	32	都道114号線の横断歩道接続部の改善を前期事業に位置づけ	パブリックコメント時の市民意見を反映
	27～28/ 資料6-1	32～34	整備済み路線における事業内容は「適正な維持管理に努めます」とし、継続的に実施するものに修正	スパイラルアップを前提とした表記に修正
	33～34/ 資料6-2	50		
	39～40/ 資料6-3	70～72		
	27～28/ 資料6-1	32～34	道路特定事業は、都道・市道・私道の3区分とし、併せて図対番号を修正	バリアフリー新法との整合
	33～34/ 資料6-2	49～51		
39～40/ 資料6-3	70～72			
31	45	「移動支援施設」の説明書きを追記	改定委員会の質問を反映	
36	63			
4	42	78	進捗状況の把握を市のバリアフリー担当課が実施する旨を具体的に明記	進捗管理方法の検討を踏まえた内容に修正
	43	79	「4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画への明記」を「4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画との連携」に全面修正	庁内検討会議の意見を反映
	43	79	広域的な検討の必要性を踏まえ、市域を超えた移動等円滑化の推進に係る本市の役割に言及	改定委員会の意見を反映
—	—	84	参考資料及び用語集の追加	資料の追加

進捗管理方法の検討（案）

基本構想で位置づけている進捗状況の把握について、具体的な方法と進め方について示します。

1) 進捗管理の流れ

進捗管理は、原則として特定事業計画の計画内容について、実施状況を把握します。

そこで、特定事業計画の作成にあたり、市が各事業者と調整を行う際は、基本構想の記載内容が、特定事業計画にもれなく反映されているかを確認する必要があります。



2) 特定事業計画の作成

特定事業計画は、基本構想に従い前期：平成 23 年度～平成 27 年度、後期：平成 28 年度～平成 32 年度とし、前期に位置づけた事業について平成 23 年度までに、後期・展望期に位置づけた事業として平成 28 年度までに計画を作成することとします。

特定事業計画には、基本構想で位置づけた各特定事業について、原則として以下を位置づけることとします。

- ・実施年次（年単位で事業実施予定期間を示す）
- ・具体的な事業内容
- ・実施箇所数・延長・実施箇所（位置図）
- ・その他事業実施に際し配慮する事項
- ・必要に応じて図面・写真など

3) 進捗管理・中間評価の実施

進捗管理は、特定事業計画に基づき、原則として 2 年に一度、市のバリアフリー担当課が実施することとします。また、本構想の基本的考え方である「基本構想実現への参加」の原則から、事業の進捗に応じた適切な段階で事業の実施状況について評価等を行うため、「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)」を設置します。

計画の中間年にあたる平成 27 年度には、基本構想で位置づけた「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)」を活用し、市民参加による点検を含めた評価を実施するとともに、その意見を踏まえ、平成 28 年度までに特定事業計画（後期）の作成を行うこととします。また、中間評価の結果や制度改正などの社会情勢の変化に応じて、基本構想の見直しを検討します。

4) 基本構想の最終評価

目標年次である平成 32 年度には、基本構想の最終評価を行います。最終評価にあたっては、事前に本構想改定に際して実施した内容と同様のアンケート調査・ヒアリング調査・実施主体からの確認を行う基礎調査を実施したうえで、基本構想で位置づけた「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)」を活用し、市民参加による点検を含めた評価を実施し、基本構想終了後のバリアフリー推進方針を検討するものとします。

以下に、想定される管理スケジュールを示します。

工程表

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
特定事業計画の作成	前期計画の作成					後期計画の作成				
特定事業進捗状況の照会		市担当課で実施			進捗状況及び評価を踏まえて計画を作成		市担当課で実施			
評価の実施・見直しの検討	計画を踏まえて事業を推進		報告		中間評価・見直し		計画を踏まえて事業を推進	報告	基礎調査・最終評価	
特定事業の実施（各事業者）				報告	提言			報告	提言	
武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)		必要に応じて開催			中間評価・見直し		必要に応じて開催			最終評価

武蔵野市バリアフリー基本構想 改定のスケジュール

